

財務省告示第二百七十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年七月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百八 十七回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で三百四十九億円	三百四十九億五千九百三十三万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年七月二十日	額面金額百円につき百円十七銭

十一 利率
十二 経過
の払込み

年一・九パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額
に日本郵政公社の算式により算出し
た金額を第十八号の規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{30}{365}}$$

十三 初期
利率

平成十九年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期
以後の
利率

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五 償還
期限

平成二十九年六月二十日
額面金額百円につき百円

十六 元金
支額

日本銀行

十七 払込
場所

十八 払込
期日

平成十九年七月二十日